

豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施基本方針(募集要項)

1. 背景・目的

豊中市(以下「本市」という。)では、戦後の高度成長と人口増加とともに、次々と公共施設を建設し、小中学校をはじめとした建物施設や道路、公園、上下水道等のインフラ施設の整備を進めながら、市民サービスの向上に努めてきた。現在、こうした公共施設の老朽化が進み、施設の建替え(更新)、改修が必要となる時期を迎えている。本市では、限られた財源のなかで公共施設を今後も安定して維持運営していくため、持続可能な施設総量の設定や長寿命化に関する考え方、その他各種方策についてまとめ、さらにインフラ施設も含めた中長期的なマネジメントのしくみと体制を整えるため、平成29年(2017年)3月に「豊中市公共施設等総合管理計画」を策定した。令和22年度(2040年度)までに施設総量を80%とすること、及び、より良い公共サービスの実現を目標としている。令和2年(2020年)3月には「豊中市公共施設等総合管理計画」の推進体制に「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を位置づけ、「豊中市公共施設等総合管理計画」を改訂し、令和4年(2022年)3月には国から記載事項についての要請に基づき改訂を行っている。

「豊中市公共施設等総合管理計画」において、令和10年度(2028年度)に内容及び目標値の中間見直しを行うこととしている。しかし、昨今の社会状況の大きな変化により、計画と現状が大きく乖離してきたことから、中間見直しを前倒しし、令和8年度(2026年度)に実施する。「豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務」では、「豊中市公共施設等総合管理計画」中間見直しと、それに伴う「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」の改定について、現状の分析、計画策定からこれまでの総括、計画の改定に至るまでに必要となる各種検討及び資料作成等の支援を目的とする。

支援業務の実施にあたって、事業者の実績、専門性、企画力により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札に適さないため、受託者の選定にあたり、以下のとおり公募型プロポーザルを実施する。本要項は豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務委託の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務

(2) 業務内容

別紙「豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から 令和9年(2027年)3月31日まで

(4) 委託限度額

16,000,000 円(消費税込)

<内訳>

令和7年度(2025年度) 6,400,000 円(消費税込)

令和8年度(2026年度) 9,600,000 円(消費税込)

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、以下のすべての要件を満たすものとする。なお、

企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ・ 豊中市入札停止基準(令和 2 年 4 月 1 日実施)に定める入札参加停止要件に該当しないこと
- ・ 暴力団(豊中市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(豊中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに受託者として不適当であると認められる者ではないこと
- ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること
- ・ 法人格を有する企業または団体であること
- ・ 国税、地方税を完納している者であること
- ・ 国又は地方公共団体等で、公共施設等総合管理計画の策定若しくは改訂業務又は公共施設の個別施設計画の策定若しくは改訂業務(類似業務を含む。)を元請負人として完了した実績があること

4. プロポーザル実施スケジュール

日程 令和 7 年(2025 年)	内容
1 月 8 日(水)	募集要項等の公表(市ホームページに掲載)
1 月 17 日(金)17 時まで	質問書の提出
1 月 29 日(水)まで ※質問の件数により日程変更の可能性あり	質問に対する回答
2 月 14 日(金)17 時まで	参加表明書、企画提案書等の提出
2 月中旬	第 1 次審査(書面審査)
2 月 26 日(水)まで	第 1 次審査結果及び第 2 次審査開催通知
3 月 6 日(木)、7 日(金)	第 2 次審査(プレゼンテーション審査)
3 月 12 日(水)まで	審査結果通知
3 月下旬	契約締結

5. 質問・回答について

本業務の内容に関する疑義について、以下のとおり質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和 7 年(2025 年)1 月 17 日(金) 17 時まで

(2) 提出様式

「様式 8 質問書」を Excel 形式で提出すること。

(3) 提出方法

「10. 問い合わせ先」へ電子メールで送付すること。

電話(FAX 含む)などによる質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

令和7年(2025年)1月29日(水)までに市ホームページに回答を掲載し、個別には回答しない。

質問の件数により、回答時期が遅れる可能性がある。

6. 参加表明書・企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年(2025年)2月14日(金)17時まで

(2) 提出様式

様式1～様式7と必要な添付書類を正本1部、副本1部、A4版、長編綴じ、両面印刷し提出すること。

あわせてCD-R等の電子媒体によりPDFデータの提出も行うこと。

(3) 提出方法

「10. 問い合わせ先」へ郵送又は持参により提出すること。

なお、持参の場合は、平日の9時から17時(12時から13時を除く)までに持参すること。

郵送の場合は配達記録付きとし、提出期限までに必着とする。また、事務局に対して電話にて送達確認をすること。

(4) その他

提案者は1者につき1案のみ提出すること。

企画提案書については、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示し、資料が過大にならないように留意すること。

提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

期限までに公募型プロポーザルの応募申込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者は、当公募型プロポーザルに参加することができない。

7. 審査概要

7.1. 選定委員会

提案内容等を審査し優先交渉権者を選定するため、「豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務優先交渉権者選定委員会設置要綱」により市職員で構成する選定委員会を設置する。

7.2. 選定評価項目

選定評価項目は表1のとおりであり、選定委員会において、企画提案書等書面、プレゼンテーション及び質疑・応答を合議により審査し、合計点が最高の者を第一優先交渉権者とする。

第一優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

なお、いずれかの項目において点数が30%未満となった場合、又は、合計点が60%未満となった場合、不合格とする。

表 1

項 目	審 査 基 準		配 点
業務実績・担当者実績	・業務実績は十分か ・技術者等の資格実績は十分か		20
企 画 提 案	実施方針	・業務内容を理解し、業務特性を踏まえた体制が確保されているか ・業務内容を理解し、適正な業務の履行性を確保しているか	15
	技術力	・下記項目において現状の課題を適切にとらえ、その課題を解決する手法が示されているか -公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の作成手法(調査や分析方法等)について -公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の計画進行管理(マネジメント)の方法について	30
	独自性	・仕様書記述事項以外の提案はあるか	10
	プレゼンテーション	・提案資料はわかりやすくまとめられているか ・本業務を担当する総括責任者や主担当者は、わかりやすい説明や質問に対する的確な応答ができているか	5
見 積 金 額	・適正な価格設定がなされているか 20 点×最低提案価格／提案価格(小数点以下切り捨て)		20
処 分 歴	・公募開始日から過去 3 年以内の処分歴はあるか (表 2 の「処分終期からの経過期間」、「処分期間の長さ」の各区分にあてはめ、減点数が最も大きいものを適用し最大 6 点減点)		減点
合 計			100

表 2

減点数	処分終期からの経過期間	本市からの処分期間の長さ	本市以外からの処分期間の長さ
1点	2 年以上 3 年以内		3 か月未満
2点	1 年以上 2 年未満	3 か月未満	3 か月以上 6 か月未満
3点	6 か月以上 1 年未満	3 か月以上 6 か月未満	6 か月以上 9 か月未満
4点	3 か月以上 6 か月未満	6 か月以上 9 か月未満	9 か月以上 1 年未満
5点	3 か月未満	9 か月以上 1 年未満	1 年以上
6点	処分期間中	1 年以上	

※処分歴が複数ある場合、各案件について表 2 にあてはめ、減点数が最も大きいものを適用する。

※公募開始日から過去 3 年以内に本市から書面による警告(豊中市入札参加停止基準第 8 条に示すもの)を受けていた場合については表 2 に示す減点に加え 1 点減点する。

※公募開始日から過去 3 年以内に本市から契約解除を受けていた場合については表 2 に示す減点に加え 2 点減点とする。

7.3. 第 1 次審査

企画提案書等書面の審査を行う。ただし、第 1 次審査は 5 者を超える応募があった場合のみ実施する。

審査結果は、令和 7 年(2025 年)2 月 26 日(水)までに電子メールにより通知する。

また、第 1 次審査を行わない場合も、応募者の参加資格について確認します。参加資格がない場合はその旨通知し、応募は無効となります。

7.4. 第 2 次審査

(1) 日時

令和 7 年(2025 年)3 月 6 日(木)又は 3 月 7 日(金)に実施予定

※時間・場所等の詳細は、提案者に令和 7 年(2025 年)2 月 26 日(水)までに電子メールにより通知する。

(2) 審査時間

60 分以内。20 分程度のプレゼンテーションの後、質疑・応答する。

(3) 提案方法

モニター、HDMI ケーブルは市で用意するが、ノートパソコン等は持参すること。

(4) 提案者

プレゼンテーションを行う者や質疑・応答する者は、本業務を担当する総括責任者や主担当者とする。当日の出席者は 3 名以内とし、すべて提案者の雇用する従業員であり、かつ本業務の主たる従事者とする。

(5) その他

採択された際には、「豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容に加えてプレゼンテーションで説明し、質疑応答した内容は必ず実施すること。

8. 審査結果の通知

令和 7 年(2025 年)3 月 12 日(水)までに電子メールにより全応募者に対して通知する。あわせて、ホームページにおいても審査結果を公表する。

受託者の決定は、優先交渉権者と市とで仕様及び価格等について協議の後、内部での事務手続きを経た後に行うものとする。そのため、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者の地位を確約するものではない。

9. その他

- ・ 以下の項目に該当する場合は、応募を無効とする場合がある。
 - 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
 - 契約締結までに、上記「3. 参加資格」に該当しなくなった場合
 - 提案書類において虚偽の内容が記載されている場合
 - プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- ・ 企画提案書の著作権は提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

- ・ 企画提案書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載事項を承諾したものとする。
- ・ 「様式 1 公募型プロポーザル参加表明書」を提出した後、都合により辞退する場合は、「様式 9 辞退届」の提出をもって公募型プロポーザル参加の辞退を受理するものとする。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ・ プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- ・ 企画提案書、その他提出資料については返却しない。

10. 問い合わせ先

豊中市 財務部 資産管理課 財産企画係

(住所)〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号 (豊中市役所 第二庁舎 4 階)

(電話)06-6858-2461 (対応時間:土日・祝日を除く午前 9 時～午後 5 時)

(e-mail) zaikatsu@city.toyonaka.osaka.jp

11. 公募に関する資料一覧

- ・ 別紙 豊中市公共施設等総合管理計画中間見直し支援業務仕様書
- ・ 様式 1 公募型プロポーザル参加表明書
- ・ 様式 2 会社概要
- ・ 様式 3 同種業務受託実績の一覧
- ・ 様式 4 担当者実績
- ・ 様式 5 処分歴等の有無
- ・ 様式 6 企画提案書
- ・ 様式 7 見積書
- ・ 様式 8 質問書
- ・ 様式 9 辞退届
- ・ 参考資料 豊中市公共施設等総合管理計画
- ・ 参考資料 豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画